未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債等を保有しており株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は運転資金および事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　　額
⑴　現金及び預金	272,842,569	272,842,569	—
⑵　有価証券	1,199,995,416	1,199,850,000	△　145,416
⑶　未払金	(40,689,390)	(40,689,390)	—
⑷　一年内返済予定借入金及び長期借入金	(482,406,817)	(480,605,193)	1,801,624
⑸　預り敷金・保証金	(715,761,456)	(689,771,837)	25,989,619

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券

国債は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

これらは満期保有目的の債券として保有しており、債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・譲渡性預金	1,199,995,416	1,199,850,000	△　145,416
合　　計		1,199,995,416	1,199,850,000	△　145,416

⑶　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　一年内返済予定借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入及び債券発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑸　預り敷金・保証金

将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定する方法によっております。

（注２）　金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：円）

	１　年　以　内	１年超５年以内
現金及び預金	272,842,569	—
有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券	1,200,000,000	—
合　　計	1,472,842,569	—

（注３）　一年内返済予定借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額　（単位：円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５　年　超
長期借入金	85,872,454	85,061,332	81,515,459	78,541,710	77,980,746	73,435,116

［賃貸等不動産関係］

当法人は、空港周辺整備計画に基づく再開発整備事業を実施するため、福岡空港の周辺に騒音対合施設等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸　借　対　照　表　計　上　額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,744,630,258	△　105,399,427	1,639,230,831	1,767,184,959

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

減価償却による減少　105,399,427円

（注３）　当期末の時価は、主として国土交通省の建設工事費デフレーターの変動率に基づいて当法人で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する平成27年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：円）

賃　貸　収　益	賃　貸　費　用	そ　の　他　損　益
601,948,295	479,887,053	△　6,586,784

㈱　その他損益には、財務損益を含んでおります。

［その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報］

当法人は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、福岡空港の民間委託と関連し、当法人の業務が全て終了した段階で廃止することとされています。